

ねんきん

1. 年金

こくみんねんきん

国民年金

国民年金は、被保険者が納める保険料と国の負担金によって国が責任をもって管理・運営するもので、被保険者が老齢になった時、けがや病気で障害者となった時、死亡した時に一定の条件を満たしていれば年金を支給して、生活の安定が損なわれないようにする制度です。

国民年金第1号被保険者の対象者は、会社・団体などに就職すると自動的に加入することになる被用者保険に加入している人及びその配偶者以外の20歳以上60歳未満すべての人で、日本に住む外国人も対象になります。

第1号被保険者が出産を行った場合、届出すれば産前産後期間の保険料が免除されます。また、生活が苦しくて保険料の納付が困難な場合、申請すれば保険料が免除されることがあります。

詳しくは各区役所の市民総合窓口課高齢医療・年金班へ。

こうせいねんきん

厚生年金

会社、団体に勤めている人は自動的に厚生年金に加入することになります。同時に国民年金第2号被保険者となります。保険料は給料から天引きされます。

詳しくはお住まいの区を管轄する年金事務所へ。

なお、厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者は、国民年金第3号被保険者となります。

1. 年金（养老金）

国民年金

国民年金是指国家用被保险者缴纳的保险费和国家负担金额实施管理运营的，当被保险者进入老年或因伤病成为残疾者以及死亡时，在具备一定的条件下，支付年金以保障其生活稳定的制度。

国民年金的第一号被保险者的对象是指不享有雇员保险以及非其配偶的，20岁以上未满60岁的所有人，在日本居住的外国人也在对象之中。（雇员保险指只要在公司，团体就职就自动享有的保险）

第一号被保险者如果分娩，只要提出申请分娩前后期间得的保险费可以免除。当生活困难难以缴纳保险费时，如果提出申请，有可能能免除缴纳保险费。

详细情况，请向各区役所市民综合窗口课高龄医疗・年金班咨询。

厚生年金

在公司、团体工作即自动加入厚生年金。同时成为国民年金第二号被保险者。保险费从工资中扣除。缴纳保险费6个月以上者，如回国后两年以内提出申请，可领取一次性退出补助费。

详细情况请咨询管辖所住区的年金事务所。

加入了厚生年金人士的受其抚养的配偶，成为国民年金第三号被保险者。

一次性退出补助费

加入了国民年金或厚生年金超过6个月，如果从来没有接受过年金就离开日本，从离开日本之日起算，两年以内可以要求付与一次性退出补助费。详情请向管辖所住地区的年金事务所咨询。

中央区、若叶区、緑区

千叶年金事務所

电话 043-242-6320

花見川区、稲毛区、美浜区

幕張年金事務所

电话043-212-8621

2. 老年人福祉

我们的工作促进老年人参加社会活动和创造人生价值；当老年人需要护理或支援时，也尽量让他们不离开住习惯了的地区和家庭，继续生活等。

详情请向高龄福祉课、各区的保健福祉中心高龄障害支援课咨询。

高龄福祉课

电话043-245-5171

高龄障害支援课

保健福祉中心	电话
中央	043-221-2150
花見川	043-275-6425
稲毛	043-284-6141
若叶	043-233-8558
緑	043-292-8138
美浜	043-270-3505

脱退一時金

国民年金または厚生年金に6か月以上加入していた方で、いずれの給付も受けないで出国した場合、出国した日から2年以内に請求することにより脱退一時金が支給されます。詳しくはお住まいの区を管轄する年金事務所へ。

中央区・若葉区・緑区

千葉年金事務所 TEL 043-242-6320

花見川区・稲毛区・美浜区

幕張年金事務所 TEL 043-212-8621

2. 高齢者福祉

高齢者の社会参加・生きがいづくりを促進する取組みや、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活が続けられるよう各種事業を行っております。詳しくは、高齢福祉課、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ。

高齢福祉課 TEL 043-245-5171

中央保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-221-2150

花見川保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-275-6425

稲毛保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-284-6141

若葉保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-233-8558

緑保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-292-8138

美浜保健福祉センター

高齢障害支援課 TEL 043-270-3505

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は75歳以上の方々にその身体の特性と生活実態を踏まえた「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を若い世代を含めて国民みんなで支えあう制度です。

制度の運営は県内のすべての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が行います。

【後期高齢者医療制度についての問い合わせは】

千葉県後期高齢者医療広域連合

(TEL 043-216-5011)

健康保険課

(TEL 043-245-5170)

中央区市民総合窓口課

(TEL 043-221-2133)

花見川区市民総合窓口課

(TEL 043-275-6278)

稲毛区市民総合窓口課

(TEL 043-284-6121)

若葉区市民総合窓口課

(TEL 043-233-8133)

緑区市民総合窓口課

(TEL 043-292-8121)

美浜区市民総合窓口課

(TEL 043-270-3133)

後期高齢者医療制度への加入

75歳以上(一定以上の障害がある場合は65歳以上)の方が、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)となります。

有关后期老年人医疗制度

后期老年人医疗制度是根据75岁以上老年人的身体特征和实际生活情况提供的医疗服务，也是一个包括年轻一代在内的所有国民共同负担起长期为社会做出贡献的老年人的医疗服务制度。

由县内所有市町村加入的千叶县后期老年广域连合负责制度的运营。

有关后期老年人医疗制度的查询

千叶县后期老年人医疗广域连合	电话 043-216-5011
健康保険課	电话043-245-5170

保险年金课

区役所	电话
中央区市民综合窗口课	043-221-2133
花见川区市民综合窗口课	043-275-6278
稻毛区市民综合窗口课	043-284-6121
若叶区市民综合窗口课	043-233-8133
绿区市民综合窗口课	043-292-8121
美浜区市民综合窗口课	043-270-3133

如何加入后期老年人医疗制度

75岁以上(如有一定程度残疾为65岁以上)的老年人可成为后期老年人医疗制度的加入者(被保险者)。

75岁以上的老年人自动加入该保险，不需要申报。有一定程度残疾的65岁以上老年人需要通过申请得到广域连合的认定，才能加入。

さいいじょう かた かにゆう じどうてき
75歳以上の方の加入は自動的に
おこな とどけで ひつよう
行われますので、届出の必要はありません。

不能加入后期老年人医疗制度的人士

没有资格制定住民票的人士(以旅游观光为目的或医疗为目的的人士，或3个月以下的短期滞留者、外交官)。但是，在留期间为3个月以下，通过确认资料等，被承认为滞留可以超过3个月时，能成为被保险人者。

いっていいいじょう しょうがい さいいじょう
一定以上の障害がある65歳以上の
かた しんせい こういきれんごう にんてい う
方は申請により広域連合の認定を受け
ひつよう
ることが必要です。

後期高齢者医療制度に加入できない人

じゅうみんひょう さくせい かた かんこう
住民票が作成されていない方(観光
もくてき いりようもくてき もの また げつ
目的や医療目的の者、又は3か月
い か たんき たいざいしゃ がいこうかん
以下の短期滞留者、外交官。)ただ
ざいりゅうきかん げつ い か しりよう
し、在留期間が3か月以下でも、資料
どう かくにん げつ こ
等を確認することによって3か月を超え
たいざい みと ばあい ひ
て滞在すると認められる場合は被
ほけんしゃ
保険者となります。

失去资格

如属以下情况，则失去资格。

(1) 迁出千叶县时

※ 成为迁入所在都道府县的广域连合的被保险人者。但是，如果是搬进福祉设施或医院，则继续为千叶县后期老年人医疗广域连合的被保险人者。

しかくそうしつ
資格喪失
つぎ こうもく がいと う ばあい しかく
次の項目に該当する場合は、資格
そうしつ
を喪失します。

ちばけん てんしゅつ
① 千葉県から転出したとき
てんしゅつさき たどうふけん こういきれんごう
※転出先の他都道府県の広域連合の
ひ ほけんしゃ ふくし
被保険者となります。ただし、福祉
しせつ びやういん じゅうしょ うつ ばあい
施設や病院に住所を移した場合は、
ひ つづ ちばけん こうきこうれいしゃいりようこういき
引き続き千葉県後期高齢者医療広域
れんごう ひ ほけんしゃ
連合の被保険者となります。

(2) 死亡时

しほう
② 死亡したとき
しゅつこく
③ 出国したとき
せいかつほご う
④ 生活保護を受けるようになったとき

(3) 出国时

(4) 接受最低生活保护

保险证

为了证明其为后期老年人医疗制度的加入者，向每位被保险人交付一张卡式保险证。到医院等看病时，请务必提示保险证。

ほけんしょう
保険証
みな こうきこうれいしゃいりようせいど
皆さんが後期高齢者医療制度の
かにゅうしゃ しょうめい
加入者であることを証明するカード
ようしき ほけんしょう ひ ほけんしゃ まい
様式の保険証が被保険者に1枚ずつ
こうふ びやういん しんりよう う
交付されます。病院などで診療を受け
かなら ほけんしょう ていじ
るときは、必ず保険証を提示してくださ
い。

ほけんりょう 保険料

ひ ほけんしゃ ひと ほけんりょう
被保険者1人ひとりに保険料がかか
ほけんりょうがく ほんにんおよ せたいいん
ります。保険料額は、本人及び世帯員
しよとく こと
の所得などによって異なります。

ほけんきゆうふ びょうき とき 保険給付(病気やけがをした時)

ほけんしょう じさん ほけんしんりょう あつか
保険証を持参し、保険診療を扱っ
びょういん しんりょう う
ている病院などで診療を受けます。
びょういん まどぐち しはら いりょうひ わり
病院などの窓口で支払う医療費は1割
わり じ こふたんがく のこ
もしくは3割(自己負担額)です。残りの
わり わり こういきれんごう しはら
9割もしくは7割は広域連合が支払いま
す。

た きゆうふ せいど しょうさい
その他の給付や制度の詳細について
ちばけん こうきこうれいしやいりょうこういきれんごう
は、千葉県後期高齢者医療広域連合
にほんご らん
のホームページ(日本語のみ)をご覧ください。
http://www.kouiki-chiba.jp/

しょうがいしゃふくし 3. 障害者福祉

しんたい しょうがい かた ちてき
身体に障害のある方あるいは知的
しょうがい かた たい かくしゆ えんご
障害の方に対して、各種の援護を
おこな えんご う
行っております。これらの援護を受ける
しんたい しょうがい かた しんたい
ためには、身体障害の方は「身体
しょうがいしゃ てちょう ちてきしょうがい かた
障害者手帳」が、知的障害の方は「
りょういくてちょう ひつよう
療育手帳」が必要です。
くわ つぎ ほけんふくし こうれい
詳しくは、次の保健福祉センター高齢
しょうがいし えんか
障害支援課へ。

保険費

每位被保険者都需要交纳保险费。保险费
金额根据本人及家庭成员的所得等不同而有所
不同。

接受保险服务

生病和受伤时，请带上保险证，到提供保
险医疗的医院等接受治疗。在医院窗口支付医
疗费时，自己负担额为10%或30%，其余90%或
70%由广域连合支付。

有关其他可接受的服务和有关制度的详
情，请浏览千叶县后期老年人医疗广域连
合网站(仅限日语)。

<http://www.kouiki-chiba.jp/>

3. 残疾人福祉

对身体残疾或知障者提供各种援护活动。
为了接受这些援护，残疾人需持有《身体残
疾者手册》；知障者需持有《疗育手册》。

详细情况请向保健福祉中心高龄障害支
援课咨询。

保健福祉中心	电话
中央	043-221-2152
花见川	043-275-6462
稻毛	043-284-6140
若叶	043-233-8154
绿	043-292-8150
美浜	043-270-3154

另外，如要参加对精神障碍者的各种援助活动，需持有《精神障碍者保健福祉手册》。请向保健福祉中心健康课询问详细情况。

保健福祉中心	电话
中央	043-221-2583
花见川	043-275-6297
稻毛	043-284-6495
若叶	043-233-8715
绿	043-292-5066
美浜	043-270-2287

ちゅうおうほけんふくし
中央保健福祉センター
TEL 043-221-2152
はなみがわほけんふくし
花見川保健福祉センター
TEL 043-275-6462
いなげほけんふくし
稲毛保健福祉センター
TEL 043-284-6140
わかばほけんふくし
若葉保健福祉センター
TEL 043-233-8154
みどりほけんふくし
緑保健福祉センター
TEL 043-292-8150
みはまほけんふくし
美浜保健福祉センター
TEL 043-270-3154

また、精神障害の方に対しての各種援助には「精神障害者保健福祉手帳」が必要です。詳しくは保健福祉センター健康課へ。

ちゅうおうほけんふくし
中央保健福祉センター
TEL 043-221-2583
はなみがわほけんふくし
花見川保健福祉センター
TEL 043-275-6297
いなげほけんふくし
稲毛保健福祉センター
TEL 043-284-6495
わかばほけんふくし
若葉保健福祉センター
TEL 043-233-8715
みどりほけんふくし
緑保健福祉センター
TEL 043-292-5066
みはまほけんふくし
美浜保健福祉センター
TEL 043-270-2287

关键词 用語集

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
厚生年金	厚生年金	kousei nenkin
后期老年人医疗制度	後期高齢者医療制度	kouki koureisha iryou seido
国民年金	国民年金	kokumin nenkin
身体残疾者手册	身体障害者手帳	shintai shougaisa techou
精神障碍者保健福祉手册	精神障害者保健福祉手帳	seishin shougaisa hoken fukushi techou
千叶县后期老年人医疗广域连合	千葉県後期高齢者医療広域連合	chibaken kouki koureisha iryou kouiki rengou
疗育手册	療育手帳	ryouiku techou

国民健康保険和健康検査

こくみんけんこうほけん けんこうしんだん

国民健康保険と健康診断

こくみんけんこうほけん せいど

1. 国民健康保険制度

ちばし じゆうみんとろうく かた
千葉市に住民登録している方で
きんむさき けんこうほけん いりようほけん
勤務先の健康保険などの医療保険に
かにゆう ばあい こくみんけんこう
加入していない場合は、国民健康
ほけん かにゆう
保険に加入することになります。
こくみんけんこうほけん かにゆうしゃ ほけんりよう だ
国民健康保険は加入者が保険料を出
あ いりようひ いちぶふたんきん しはら
し合い、医療費の一部負担金を支払
いりよう う せいど
うだけで医療が受けられる制度です。

ちゆう りゆうがくせいほけん いりようきゆうふつ
※(注)留学生保険や医療給付付き
せいめいほけん りよこうしやうがいほけん かにゆう
生命保険、旅行傷害保険に加入して
こくみんけんこうほけん かにゆう
いても、国民健康保険に加入してくだ
ほけん にほん
さい。(これらの保険は、日本における
いりようほけん せいど がいと
医療保険制度には該当しません)

国民健康保険への加入

みぶん しょうめいしょ ざいりゆう とくべつ
身分証明書(在留カード、特別
えいじゆうしやしょうめいしょ じさん かくく
永住者証明書など)を持参して各区
やくしよしみん そうごうまどぐちか かにゆうてつづ
役所市民総合窓口課で加入手続きを
おこな
行ってください。
ほけんりよう こうざふりかえ げんそく
保険料の支払いは口座振替が原則で
す。キャッシュカードをお持ちいただく

国民健康保険に加入できない人

じゆうみんひよう さくせい かた かんこう
①住民票が作成されない方(観光
もくてき いりようもくてき もの また げつ
目的や医療目的の者、又は3か
い か たんきたいざいしや がいこうかん
月以下の短期滞在者、外交官)。ただし
ざいりゆうきかん げつ い か こんご
在留期間が3か月以下でも、今後、
ざいりゆうきかん こうしん げつ こ
在留期間の更新で3か月を超えて
にほん たいざい かた かにゆう
日本に滞在する方は加入できます。そ
ばあい しょうめいしょ ひつよう がっこう
の場合は、証明書が必要です。(学校
きんむさき しょうめい しょうめい
や勤務先などの証明、または証明でき
るもの)

きんむさき けんこうほけん かにゆう
②勤務先の健康保険に加入している
ひと ふようかぞく
人と扶養家族。

1. 国民健康保険制度

在千葉市有居民登記的，如果没有加入工作单位的健康保险，则需要加入国民健康保险。国民健康保险就是加入保险者共同交保险费，当接受医疗时服务时，只需要支付部分医疗费即可的制度。

※(注)即使加入了留学生保险和支付医疗费的生命保险、旅行伤害保险的人，也请加入国民健康保险

(因这些保险并不适合日本的医疗制度)。

加入国民健康保险

请持身份证明(在留卡、特别永住者证明等)到各区役所市民综合窗口课办理加入手续。

原则上，是通过账户转账支付保险费。请带上银行卡到窗口办理登记手续。

不能加入国民健康保险的人士

- (1) 没有资格制定住民票的人士(以旅游观光为目的或医疗为目的的人士，或3个月以下的短期滞留者、外交官)。但有时即使在留期间不满一年，今后经在留期间的更新将在日本逗留一年以上者，也可加入，但需要证明(学校・工作单位的证明、或可以证明的资料)。
- (2) 已加入工作单位健康保险的人及其抚养家属。

退出国民健康保険

当遇到下列情况时，请务必在14日以内办理退出国民健康保险手续，并向各区役所市民综合窗口课交还保险证。

- (1) 迁出千叶市时（请到新的市区町村办理迁入手续，加入国民健康保险）
- (2) 加入工作单位的健康保险时（请携带从工作单位领取的保险证和国民健康保险的保险证）
- (3) 死亡时 （4）出境时
- (5) 接受最低生活保护时

其他手续

如果属于下列情况，必须在14日以内提出申报手续。提出申报时，需要出示国民健康保险证和身份证明书(在留卡、特别永住者证明书等)。请到各区役所市民综合窗口课、市民中心办理手续。

- (1) 在市内的住址变更时
- (2) 退出工作单位的健康保险时
- (3) 户主或姓名变更时
- (4) 孩子出生时

保险证

您一加入国民健康保险，就会领取到一张卡式保险证。凡加入者一人一张，以证明其为千叶市的国民健康保险加入者。到医院等就诊时请务必出示保险证。

脱退

次の項目に該当する場合は、国民健康保険を脱退する手続きを14日以内に行い、各区役所市民総合窓口課に保険証を返さなければなりません。

① 千葉市から転出するとき(新しい市区町村で転入手続きをして国民健康保険に加入してください)

② 勤務先健康保険に入ったとき(勤務先からもらった保険証と国民健康保険の保険証を持参してください)

③ 死亡した時

④ 出国する時

⑤ 生活保護を受けるようになったとき

その他の手続き

次の項目に該当する場合は、14日以内に届出をしなければなりません。届出には、国民健康保険証と身分証明書(在留カード、特別永住者証明書など)が必要です。手続きは各区役所市民総合窓口課で行ってください。

① 市内で住所が変わった時

② 勤務先健康保険をやめた時

③ 世帯主や氏名が変わった時

④ 子どもが生まれた時

保険証

国民健康保険に加入すると、皆さんが千葉市の国民健康保険の加入者であることを証明するカード様式の保険証が加入者に1枚ずつ交付されます。病院などで診療を受けるときは、必ず保険証を提示してください。

ほけんりょう 保険料

こくみんけんこうほけんりょう せたい ひほけんしや
国民健康保険料は、世帯の被保険者
けいさん ごうけい
ごとに計算し、合計したものとなります。
せたいぬし せたい ひほけんしやぜんいんぶん
世帯主がその世帯の被保険者全員分
ほけんりょう しはら ひつよう
の保険料を支払う必要があります。ご
のうふ こうざふりかえ げんそく
納付は、口座振替が原則です。

ほけんきゆうふ 保険給付

びょうき とし 病気やけがをした時

ほけんしやう じさん こくみんけんこうほけん
保険証を持参し、国民健康保険を
と あつか びやういん しんりやう う
取り扱う病院などで診療を受けます。
とき いりやうひ わり わり はら
その時の医療費は2割～3割を払いま
のこ わり わり ちばし びやういん
す。残り8割～7割は千葉市が病院な
しはら
どに支払います。

ほけんしやう ちりやう う やむをえず保険証で治療を受けら れなかった時

りゆう ほけんしやう
やむをえない理由で保険証をもたず
しんりやう う とき いりやうひ
に診療を受けた時は、かかった医療費
びやういん ぜんがくしはら
をいったん病院などに全額支払い、
ひつよう しよるい そ かくくやくしよ しみん
必要な書類を添えて各区役所の市民
そうごうまどぐち か しんせい こくみん
総合窓口課に申請すると、あとで国民
けんこうほけん さだ さていけつていがく
健康保険で定められた査定決定額の
ほけんしやふたんそうとうがく しきゆう
保険者負担相当額が支給されます。

こうがくりやうようひ しきゆう 高額療養費の支給

おな いりやう きかん にゆういん がいらいべつ
同じ医療機関で入院、外来別に
けいさん ひとり げつ ほけん しんりやうぶん
計算した1人1カ月の保険診療分の
いりやうひ さがく だい ざつび
医療費（差額ベット代や雑費などは
たいしやうがい じ こ ふたんぶん いつていがく こ
対象外）の自己負担分が一定額を超
さがく しんせい もと
えたとき、その差額を申請に基づき
しきゆう
支給します。

保険費

国民健康保険費，是按家庭内每个被保
险者计算，然后合算得出的总和。户主必须
缴纳其家庭的被保险者全部人员的保险费。

原则上需要通过账户转帐缴纳保险费。

享受保险

生病或受伤时

可持保险证到受理国民健康保险的医院等
接受治疗。届时只需支付全额医疗费の20%至
30%。其余的80%至70%则由千叶市向医院等支
付。

不得已而未持保险证就诊时

因不得已的理由而未持保险证就诊时，应
先向医院等支付全额的医疗费，然后备齐必要
的资料向各区役所市民综合窗口课进行申请，
然后将按国民健康保险的规定，将査定決定金
額中的保险者（市役所）负担部分退还给被保
险者。

补助高额疗养费

在同一医疗机构按住院、门诊类别计算出
的一个人一个月的保险诊疗费（不包括差额床费
及杂费等）个人负担部分超出一定金额时，其
差额部分，可根据申请予以补助。

如果因住院需要支付高额医疗费时

如果住院时出示『限度額適用認定証』，在医院窗口支付的医疗费则会按月计算保持在一定范围内，而无需在窗口缴纳高额医疗费。请到各区役所的市民综合窗口课办理手续。

高額な医療費がかかる時

げんどがくてきようにていしやう ていじ
「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口負担が月単位で一定のげんどがく まどぐち こうがく 限度額にとどめられ、窓口で高額ないりやうひ しはら ひつやう 医療費を支払う必要がなくなります。かくやくしよしみん そうごうまどぐち か てつづ 各区役所市民総合窓口課で手続きしてください。

孩子出生时

被保险者生小孩时，市役所将向户主支付“出产育儿一次性补贴”。

通过使用“出产育儿一次性补贴直接支付制度”，原则上所有手续都将在医疗机构完成。如果不能使用直接支付制度或分娩费用低于一次性补贴，产生差额时，请带以下证件到各区役所市民课和各市民中心申请。

子どもが生まれた時

ひ ほけんしや しゅつさん しゅつさんいくじ
被保険者が出産したときは、出産育児いちじきん せたいぬし しきゆう 一時金が世帯主に支給されます。

しゅつさんいくじいちじきんちよくせつしはらいせいで「出産育児一時金直接支払制度」をりやう げんそくいりやうきかん てつづ 利用することで、原則医療機関での手続かんりやう ちよくせつしはらいせいできで完了となりますが、直接支払制度がつか ばあい しゅつさんひやう いちじきん 使えない場合や出産費用が一時金をしたまわ さがく ぼっせい ばあい つぎ 下回り、差額が発生する場合には、次のもじさん かくやくしよしみん そうごうまどぐちか のを持参し各区役所市民総合窓口課ましん しんせい ましたは市民センターに申請してください。

- (1) 保険証
- (2) 母子健康手冊
- (3) 写有户主名义的银行账户的证件
- (4) 由医院等交付的分娩费用收据的复印件

① 保険証

② 母子健康手帳

③ 世帯主名義の銀行口座がわかるもの

④ 病院などから交付される出産費用の領収明細書の写し

因交通事故或被他人致伤时

原本应由加害者负担医疗费用，经申报也可按国民健康保险接受治疗。使用保险证前，请先到各区役所市民综合窗口课进行联系。

之后，加害者要向千叶市缴还千叶市所负担部分医疗费。

交通事故や他人にけがをさせられた時

ほんらい かがいしや いりやうひ ふたん
本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、届出により国民健康ほけん しんりやう ほけんしやう 保険で診療をうけられます。保険証をつか かくやくしよ しんみん そうごうまどぐち か 使用前に各区役所の市民総合窓口課れんらく までご連絡ください。

ごじつ ちばし ふたん いりやう
なお、後日、千葉市が負担した医療ひ かがいしや せいきゆう 費を加害者に請求します。

2. 市の健康診査

とくていけんこうしんさ けんこうしんさ 特定健康診査・健康診査

とくていけんこうしんさ ちばしこくみんけんこう
特定健康診査は、千葉市国民健康
ほけん かにゆう さいいじょう さい
保険に加入している40歳以上75歳
みまん かた たいしやう けんこうしんさ こうき
未満の方を対象に、健康診査は後期
こうれいしやいりやうせいどほけんしや かた たいしやう
高齢者医療制度被保険者の方を対象
じっし じゆしん ばあい
に実施しています。受診する場合は
じゆしんけん ひつやう
受診券シールが必要です。

くわ けんこうしえんか
詳しくは健康支援課(Tel 043-238-
9926)へ。

けんしん がん検診

けんしん けんしんしや しゆうだん
がん検診は、検診車による集団
けんしん いりやうきかん じゆしん こべつけんしん
検診と医療機関で受診する個別検診

があります。
じゆしん たいしやう ねんれい はい さい
受診対象年齢は、肺がんが40歳
いじやう い さいいじやう しきゆう
以上、胃がんが40歳以上、子宮がん
さいいじやう にゆう さいいじやう
が20歳以上、乳がんが30歳以上、
だいぢやう さいいじやう
大腸がんが40歳以上となっています。
けんしん じゆしん ばあい じゆしんけん
検診を受診したい場合は、受診券シ
ひつやう
ールが必要です。

くわ けんこうしえんか
詳しくは健康支援課(Tel 043-238-
9930)へ。

2. 市内健康検査

特定健康検査、健康検査

特定健康検査は面向加入了千葉市国民健康
健康保険的40岁以上75岁以下的市民，健康检查
则以后期老年人医疗制度的被保险者的市民为
对象实施的。参加时需要受诊券贴纸。

详细情况，请向健康支援课（电话043-
238-9926）询问。

癌症検査

癌症检查分为由体检车进行的集体检查和
在医疗机构接受个别检查两种。

就诊对象年龄为：肺癌40岁以上、胃癌40
岁以上、子宫癌在20岁以上、乳癌30岁以上、
大肠癌40岁以上。接受体检需要受诊券。

详细情况，请向保健所保健指导课（电话
043-238-9930）询问。

关键词 用語集

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
健康検査	健康診査	kenkou shinsa
限度額適用認定証	限度額適用認定証	gendogaku tekiyou ninteishou
国民健康保険制度	国民健康保険制度	kokumin kenkou hoken seido
特定健康検査	特定健康診査	tokutei kenkou shinsa
保険証	保険証	hokenshou
母子健康手冊	母子健康手帳	boshi kenkou techou

3 健康咨询

千叶市内的保健所・保健福祉中心

保健所・保健福祉中心是为使地区居民健康、愉快地生活，提高保健卫生水平而设立的行政机构。在保健福祉中心提供健康、营养、保护牙齿等方面的教育和咨询。保健所还提供结核、传染病、艾滋病的咨询服务等等，有需要时，请利用。

保健所・保健福祉中心的地址

保健所

地址	美浜区幸町1-3-9
电话	043-238-9974

健康课

保健福祉中心	地址	电话
中央	中央区中央4-5-1	043-221-2582
花见川	花见川区瑞穂1-1	043-275-6296
稻毛	稻毛区穴川4-12-4	043-284-6494
若叶	若叶区贝塚町2-19-1	043-233-8714
绿	绿区鎌取町226-1	043-292-2630
美浜	美浜区真砂5-15-2	043-270-2221

3. 健康の相談

ちばしない ほけんじよ ほけんふくし
千葉市内的保健所・保健福祉センター

ほけんじよ ほけんふくし ちいき
保健所・保健福祉センターは、地域
じゆうみん けんこう かいてき せいかつ おく
住民が健康で快適な生活を送れるよ
ほけんえいせい こうじょう はか ぎょうせいき かん
う、保健衛生の向上を図る行政機関で
ほけんふくし けんこう
す。保健福祉センターでは、健康・
えいよう は きょういふく そうだん
栄養・歯などについての教育や相談を
じっし ほけんじよ
実施しています。また、保健所では、
けっかく かんせんしやう そうだん
結核・感染症・エイズについての相談
おこな りよう
なども行っていますので、ご利用くださ
い。

ほけんじよ ほけんふくし しよざいち
保健所・保健福祉センターの所在地

ほけんじよ みはまくさいわいちやう
保健所(美浜区幸町1-3-9)

TEL 043-238-9974

ちゆうおうほけんふくし けんこうか
中央保健福祉センター健康課

ちゆうおうくちゆうおう
(中央区中央4-5-1)

TEL 043-221-2582

はなみがわほけんふくし けんこうか
花見川保健福祉センター健康課

はなみがわくみずほ
(花見川区瑞穂1-1)

TEL 043-275-6296

いなげほけんふくし けんこうか
稲毛保健福祉センター健康課

いなげくあなかわ
(稲毛区穴川4-12-4)

TEL 043-284-6494

わかばほけんふくし けんこうか
若葉保健福祉センター健康課

わかばくかいづか
(若葉区貝塚2-19-1)

TEL 043-233-8714

みどりほけんふくし けんこうか
緑保健福祉センター健康課

みどりくかまとちやう
(緑区鎌取町226-1)

TEL 043-292-2630

みはまほけんふくし けんこうか
美浜保健福祉センター健康課

みはまくまきご
(美浜区真砂5-15-2)

TEL 043-270-2221

介護保険

かいごほけん

介護保険

かいごほけんせいど

1. 介護保険制度

かいごほけんせいど かいご ひつよう
介護保険制度は、介護を必要とする
じょうたい じりつ せいかつ
状態となっても、自立した生活ができる
こうれいしゃ かいご さき
よう、高齢者の介護をみんなで支える
せいど いま かいご ひつよう
制度です。また、今は介護が必要でな
しょうらい じりつ せいかつ
いが、将来にわたって自立した生活が
つづ かいごほほう おこな
続けられるように、介護予防なども行
います。

かいごほけん かにゆう 介護保険への加入

さいじじょう つぎ じょうけん み
40歳以上で次の2つの条件を満た
かた かいごほけん ひほけんしゃ
している方に、介護保険の被保険者
しかく あた かいごほけん
資格が与えられ、介護保険の
ひほけんしゃしょう こうふ
被保険者証が交付されます。

- ちばし じゅうみんとろく かた
①千葉市に住民登録のある方
げつ こ ざいりゅう かた
②3か月を超えて在留する方、または
ざいりゅうきかん げつ みまん
在留期間が3か月未満であっても、
ざいりゅうきかん こうしん こんご げつ こ
在留期間の更新で今後3か月を超え
にほん たいざい みと
て日本に滞在すると認められる方

- さい さい かた じょうき
40歳から64歳までの方は、上記①
ほか いるようほけん かにゆう
②他、医療保険に加入されている
ばあい かいごほけん ひほけんしゃ
場合に介護保険の被保険者となりま
だい ひほけんしゃ かいごほけんひ
す(第2号被保険者)。介護保険被
ほけんしゃしょう ようかいごにんてい う
保険者証は、要介護認定を受けた
ばあいたう こうふ
場合等に交付します。

1. 护理保险制度（介護保険制度）

护理保险制度（介護保険制度）是指，即使老年人本人到了需要护理状况，为了让其能够自立生活，大家一起来支援护理老年人的一项制度。虽然现在还不需要护理，为了让市民将来能够持续自立生活，千叶市还开展各种各样的预防护理活动。

加入护理保险

40岁以上并满足以下两个条件的人士，将被授予护理保险的被保险者资格，可以领取护理保险被保险者证。

- (1) 在千叶市有办理住民登记的人士
- (2) 逗留超过3个月的人士、或者即使逗留未滿3个月、但逗留期间的更新被批准今后将在日本逗留超过3个月的人士。

40岁到64岁之间的人士、除上記1.2.以外，如加入了医疗保险，也成为护理保险的被保险者（第2号被保险者）。护理保险被保险证将在接受需要护理认定时交付。

喪失資格

如果属于以下情况，请在14天以内办理资格丧失手续，交还被保险者证。

(1) 迁出千叶市

※ 被认定为需要护理（需要支援）的，正在申请需要护理（需要支援）的市民，只要向新迁入的市町村提交千叶市的证明，需要护理认定资格可以继续延续，请务必与所住区的保健福祉中心高龄障害支援课介护保险室联系。

※ 如果因入住千叶市外的设施而迁出千叶市，有可能继续成为本市的被保险者，请务必与所住区的保健福祉中心高龄障害支援课介护保险室联系。

(2) 死亡时

(3) 离开日本时

护理保险费

护理保险制度，根据社会保险方式，保险费由被保险者各自负担。

40岁到64岁为止的市民所加入的医疗保险的保险费当中含有护理保险费。

65岁以上的市民，除医疗保险以外，将对每个人征收护理保险费。保险费的额度根据本人和家庭成员的住民税课税状况而异。

資格喪失

次の項目に該当する場合は、資格喪失の手続きを14日以内に行い、被保険者証を返還しなければなりません。

ん。

① 千葉市から転出するとき

※ 要介護（要支援）認定を受けている方、要介護（要支援）認定の申請中の方は、千葉市の証明書を転出先市町村へ提出することで、要介護認定の資格を引き継ぐことができますので、必ずお住まいの区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室へご連絡ください。

※ 千葉市外の施設に入所する目的で転出された場合は、引き続き本市の被保険者となる場合がありますので、お住まいの区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室へご連絡ください。

② 死亡したとき

③ 出国するとき

介護保険料

介護保険制度は、社会保险方式により、被保険者の方々に保険料を負担していただいています。

40歳から64歳までの方は、加入している医療保険の保険料に介護保険料が含まれています。

65歳以上の方は、医療保険とは別にひとりひとり介護保険料が賦課されます。保険料額は、本人及び世帯員の住民税課税状況によって異なります。

介護保険給付

介護保険のサービスを利用するには、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室へようかいご（要支援）認定申請をし、ようかいご（要支援）認定を受けなければなりません（第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）に該当していることが必要）。「要支援（要支援）認定」を受けることによって原則1～3割の自己負担で介護サービスを受けられます。

(1) 申請

介護が必要になったら、お住まいの区保健福祉センター高齢障害課介護保険室に介護保険被保険者証（第2号被保険者の方は医療保険被保険者証）を添えて、要支援（要支援）認定の申請をしていただきます。

(2) 調査

介護が必要な状況を調査します。認定調査員が家庭等を訪問し、心身の状況などを調査します。また、主治医が意見書を作成します。認定調査結果を基に、コンピュータによる

(3) 審査判定

どのくらい介護が必要な状態かを介護認定審査会が審査判定（二次判定）します。

また、第2号被保険者については、老化にともなう病気（特定疾病）によるものなのかについても審査判定します。

利用护理保険

如果希望利用护理保险服务，请到所住区的保健福祉中心高龄障害支援课介護保険室提出需要护理（需要支援）认定申请，接受需要护理（需要支援）认定。（第2号被保险者必须符合是因衰老而得的病在（特定的疾病）。通过接受需要护理（需要支援）认定，自己只需要负担10%至30%的费用就可以接受护理服务。

(1) 申請

如果需要接受护理服务，请带上护理保险被保险证（第2号被保险者的人士是医疗保险被保险者证）到所住区的护理福祉中心老年障碍课护理保险室，申请护理需要护理（需要支援）服务。

(2) 調査

調査需要护理的状况。

认定调查员访问家庭等，调查申请者的身心状况。另外主治医开出意见书。

根据认定调查结果，由电脑做判断（第一次判定）。

(3) 審査判断

具体申请人处于需要什么程度的护理状态，由护理认定审查会作审查判定（第二次判定）。对于第2号被保险者，其疾病是否因为老化（特定疾病）而得，也要审查判断。

(4) 认定

接到审查会的审查判定结果，区长给与认定后，通知申请人结果。

判定结果分需要支援1、2、需要护理1-5、不需要的三种。

需要支援1、2的人士，可以利用在家服务（不能使用设施服务）。

需要支援1、2的人士，可以利用在家服务（不能使用设施服务）。

需要护理1-5的人士，可以利用在家服务和设施服务。（入住特别养护老人之家，原则上要是需要护理3以上人士。）

(5) 编写护理计划

就使用服务，需要编写护理计划。

需要支援1、2的人士，请咨询所住地区的千叶市安心护理中心（护理经理）。

如需编写需要护理1-5人士的服务计划（护理计划），请向在家护理支援公司（护理经理）咨询。

千叶市安心护理中心是对预防护理进行管理的机构，在市内设有30处。

详情请向所住区的保健福祉中心老年人与身障者支援课护理保险室咨询。

(4) 认定

审查会の審査判定結果を受けて、
区長が認定し、結果を通知します。

判定結果は、要支援1・2、要介護1
～5、非該当があります。

要支援1・2の方は、居宅サービスを
利用できます（施設サービスは
利用できません）。

要介護1～5の方は、居宅サービスと
施設サービスを利用できます（特別
養護老人ホームへの入所は、原則とし
て、要介護3以上の方が対象となります）。

(5) ケアプランの作成

サービス利用にあたり、ケアプランの
作成を依頼していただきます。

要支援1・2の方は、お住まいの区域
を担当する千葉市あんしんケアセン
ターにご相談ください

要介護1～5の方のサービス計画
(ケアプラン)作成については、居宅
介護支援事業者(ケアマネジャー)にご
相談ください。

※千葉市あんしんケアセンターは介護
予防のマネジメントを行う機関で、市内
30か所に設置しています。

詳しくはお住いの区保健福祉センター
高齢障害支援課介護保険室へ。

ちゅうおうほけんふくし
中央保健福祉センター
TEL 043-221-2198

はなみがわほけんふくし
花見川保健福祉センター
TEL 043-275-6401

いなげほけんふくし
稲毛保健福祉センター
TEL 043-284-6242

わかばほけんふくし
若葉保健福祉センター
TEL 043-233-8264

みどりほけんふくし
緑保健福祉センター
TEL 043-292-9491

みはまほけんふくし
美浜保健福祉センター
TEL 043-270-4073

详情请咨询所住区的保健福祉中心高龄障害支援课介护保险室。

保健福祉中心	地址	电话
中央	中央区中央4-5-1	043-221-2198
花见川	花见川区瑞穂1-1	043-275-6401
稲毛	稲毛区穴川4-12-4	043-284-6242
若叶	若叶区贝塚町2-19-1	043-233-8264
绿	绿区鎌取町226-1	043-292-9491
美浜	美浜区真砂5-15-2	043-270-4073

关键词

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
护理保险制度（介护保险制度）	介護保険制度	kaigo hoken seido
护理保险被保险者证	介護保険被保険者証	kaigo hoken hihokenshashou
第2号被保险者	第2号被保険者	dainigou hihokensha
需要护理	要介護	youkaigo
需要护理1-5	要介護1~5	youkaigo 1~5
需要支援	要支援	youshien
需要支援1、2	要支援1・2	youshien 1・2

儿童 こ 子ども

1. 怀孕

怀孕

怀孕时，请到保健福祉中心健康课进行妊娠登记。届时将领到母子健康手册和孕妇、婴儿一般健康检查受诊票、孕妇产妇牙科检查受诊票。在进行孕产妇和婴幼儿的健康检查及预防接种时，需要使用母子健康手册。

孩子出生后，也可以领母子健康手册。

详细情况，请向健康支援课（电话043-238-9925）、保健福祉中心健康课询问。

孕妇一般健康检查受诊票

进行了外国人登记并领取了母子健康手册的孕妇，在怀孕过程中可以在就近的医疗机构接受14次孕妇检查。

详细情况请向健康支援课（电话043-238-9925）、保健福祉中心咨询。

孕妇产妇牙科检查

有进行外国人登录、并领取了母子健康手册的孕产妇可以在怀孕期间1次和在产后一年之内1次免费到市内合作医疗机构接受牙科检查。

详细情况请向健康支援课（电话043-238-9925）、保健福祉中心健康课咨询。

1. 妊娠

妊娠

妊娠した場合は、保健福祉センター健康課で妊娠届を提出してください。母子健康手帳と妊婦・乳児一般健康診査受診票および妊産婦歯科健診受診票をお渡しします。母子健康手帳は妊産婦や乳幼児の健康診査や予防接種を受ける際に必要になります。

母子健康手帳は、出産後でももらえます。

詳しくは健康支援課(Tel 043-238-9925)、保健福祉センター健康課へ。

妊婦一般健康診査受診票

母子健康手帳の交付を受けた妊婦は、妊娠中に14回最寄りの医療機関で妊婦健診をうけられます。

詳しくは健康支援課(Tel 043-238-9925)、保健福祉センターへ。

妊産婦歯科健診

母子健康手帳の交付を受けた妊婦は、妊娠中に1回および産後1年未満に1回、無料で市内協力医療機関で歯科健診を受けられます。

詳しくは健康支援課(Tel 043-238-9925)、保健福祉センター健康課へ。

いくじ

2. 育児

乳幼児の健康診査

生後2か月～1歳未満の時期に2回、お近くの医療機関で無料で健康診査が受けられます。受診票は、母子健康手帳と一緒にお渡します。

なお、4か月児、1歳6か月児および3歳児の健康診査を保健福祉センターで期日を定めて集団で実施しています。対象となるお子さんにはご案内を送付しています。集団健康診査が未受診のお子さんのご家庭には、保健福祉センター健康課の職員が訪問し、お子さんの様子を伺わせていただきます。

詳しくは健康支援課(Tel 043-238-9925)、保健福祉センター健康課へ。

先天性股関節脱臼検診

乳児一般健康診査の結果や日頃の様子から股関節脱臼の心配があるお子さんについて、協力医療機関で検診が受けられます。生後3か月～7か月児(8か月になる前日まで)が対象です。無料受診券は、出生届の際に配布しており、保健福祉センター健康課でもお渡ししています。

詳しくは健康支援課(Tel 043-238-9925)へ。

予防接種

感染症の発生、流行を防ぐため、日本では一定の年齢期に予防接種を実施しています。予防接種の種類・対象者等は「ちば市政だより」、市ホームページでもお知らせしています。

詳しくは保健所感染症対策課(Tel 043-238-9941)へ。

2. 育儿

婴幼儿的健康检查

出生后两个月～1岁未滿的时期，共两次，可免费在附近的医疗机构接受健康检查。受诊票将与母子健康手册一起领取。

另外，4个月、1岁6个月及3岁幼儿的健康检查，由保健福祉中心确定日期，实施集体检查。对象儿童将收到市寄出的通知。保健福祉中心健康课职员将家访未能参加集体检查的孩子的家庭，查看孩子的情况。

详情请向健康支援课（043-238-9925）或保健福祉中心健康课咨询。

先天性髋脱位检查

如果从孩子的婴儿普通健康检查结果和孩子平时的姿势，感到孩子有可能是先天性髋脱位，您可以带孩子到合作医疗机构接受检查。对象为3个月至7个月大婴儿（直至满8个月的前一天为止）。免费受诊券在交付出生证的同时一同；交付，也可以到保健福祉中心健康课领取。

详细情况请向健康支援课咨询（电话043-

预防接种

为了防止传染病的发生及流行，日本对一定的年龄段实施预防接种。预防接种的种类与对象，《千叶市政信息》和千叶市的网站也同时发出通知。

详细情况请向保健所传染病对策课（电话043-238-9941）询问。

保育所

帮忙看管家长因工作、生病、护理老人等原因，在家难以照顾孩子家庭的儿童（从满三个月之后的第一个月起至上小学前）的地方。保育费根据家庭情况有所不同。

详细情况，请向各区的保健福祉中心儿童家庭课问询。

儿童房间

家长因工作原因，白天不在家时，可以托管小学生儿童。

详细情况，请向各区的保健福祉中心儿童家庭课问询。

3. 补贴与付给

领取下列补贴、有收入限制及年龄等资格条件限制。

详细情况，请向各区保健福祉中心儿童家庭课问询。

儿童补贴

从零岁开始可以领取儿童补贴，直到该儿童年满15岁后的第一个3月31日为止。

婴幼儿医疗补助

0岁至中学3年级为止的孩子到医疗机构看病或住院时，补助属于保险医疗范畴内的部分自我负担额的全额或部分。

ほいくしょ 保育所

ほごしや はたら びょうき
保護者が働いていたり、病気や
かいかい ほいく こんなん じょうきょう
介護などで保育することが困難な状況
こ せいご げつ けいか
にあるお子さん(生後3か月を経過した
ひ よくげつ しょうがつこうにゆうがくまえ ほいく
日の翌月～小学校入学前)を保育す
るところです。保育料は、家庭の状況
こと
によって異なります。

くわ かくく ほけん ふくし
詳しくは各区の保健福祉センターこ
かていか
ども家庭課へ。

こ 子どもルーム

ほごしや はたら ひるま
保護者が働いていたりして昼間
かてい ばあい しょうがくせい こ
家庭にいない場合に、小学生のお子さ
あず
んをお預かりするところです。

くわ かくく ほけん ふくし
詳しくは各区の保健福祉センターこ
かていか
ども家庭課へ。

てあて きゆうふ 3. 手当と給付

つぎ てあて きゆうふ う しょとく
次の手当や給付を受けるには、所得
せいげん ねんれいせいげん しかくじょうけん
制限や年齢制限などの資格条件があ
ります。

くわ かくく ほけん ふくし
詳しくは各区の保健福祉センターこ
かていか
ども家庭課へ。

じどうてあて 児童手当

さいとうたつごさいしょ がつ にち
15歳到達後最初の3月31日までの
じどう よういく かた しきゆう
児童を養育している方に支給します。

こ いりょうひじよせい 子ども医療費助成

さい ちゆうがっこう ねんせい こ
0歳～中学校3年生までのお子さん
いりょうきかん つういん にゆういん
が医療機関に通院または入院した
ばあい ほけんしんりょう ほんいなし いりょうひ
場合に、保険診療の範囲内で医療費
じこふたんがく ぜんぶまた いちぶ じよせい
の自己負担額の全部又は一部を助成
します。

じどうふようてあて 児童扶養手当

離婚などによるひとり親家庭等で18歳到達後最初の3月31日まで(心身に一定の障害があるお子さんについては、20歳未満)の児童を監護する父、母または養育者に支給されます。

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

心身に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

儿童抚养补贴

对监护有以下情况的儿童的父母或养育人给予补助。

因离婚等原因成为单亲家庭的，满18岁后第一个3月31日为止的儿童（以及未满20岁的患有一定程度身心残疾的儿童）。

特别儿童抚养补贴

对养育患有中等程度身心残疾未满20岁儿童的家长，给予补贴。

关键词 用語集

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
儿童补贴	児童手当	<i>jidou teate</i>
儿童抚养补贴	児童扶養手当	<i>jidou fuyou teate</i>
先天性髋脱位检查	先天性股関節脱臼	<i>sentensei kokansetsu dakkyuu</i>
特别儿童抚养补贴	特別児童扶養手当	<i>tokubetsu jidou fuyou teate</i>
妊娠登记	妊娠届	<i>ninshintodoke</i>
母子健康手册	母子健康手帳	<i>boshi kenkou techou</i>

教育

きょういく

教育

1. 教育制度

日本の教育制度基本上分为小学6年、初中3年、高中3年、大学4年。学校从4月开学，至翌年3月为一个学年。小学和初中为义务教育，小学入学以该年4月1日前满6岁的儿童为对象。

2. 入学手续

幼稚園

入园报名时间、地点将通过10月的《千叶市政信息》予以通知。幼保支援課（043-245-5100）询问。

为了尽可能让更多的儿童进入幼儿园，面向进入幼儿园、居住在千叶市内、且进行了居民登记或外国人登记的儿童的保育费提供补助制度。详细情况，幼保支援課（043-245-5100）询问。

上小学、初中

外国籍者并无就学义务，但也可以进入、编入市立的小学 and 初中。到区役所市民综合窗口课进行居民登记时，可办理就学申请。

1. 教育制度

日本の教育制度は小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年が基本です。学校は4月から始まり、翌年の3月で1学年が修了します。

小学校と中学校は義務教育で、小学校入学はその年の4月1日までに満6歳になる児童が対象になります。

2. 入学手続き

幼稚園

入園申し込みの日時・場所は10月の「ちば市政だより」でお知らせします。詳しくは幼保支援課（TEL 043-245-5100）へ。

なお、できるだけ多くの子どもたちが幼稚園に通えるように、幼稚園に就園し、千葉市内に住民登録のある子どもの保育料に対する給付制度があります。詳しくは幼保支援課（TEL 043-245-5100）へ。

小・中学校への就学

外国籍の方は就学の義務はありませんが、市立の小・中学校への編入・入学も可能です。市民総合窓口課にて住民登録の際、就学の申請を行ってください。

じゅうみんとろく おこな しょうがっこう
住民登録を行っており、かつ小学校
ねんせい にゅうがく ねんれい がいこくせきじどう
1年生に入学する年齢の外国籍児童
かてい にゅうがくまえ がつじょうじゆん
がいる家庭には、入学前の9月上旬に
しゅうがくちようさひょう(けんにゅうがくしんせいしよ)
「就学調査票(兼入学申請書)」を
ゆうそう がつ にちころ
郵送しますので、9月20日頃までに
へんそう
返送してください。

ちゅうがっこう にゅうがく しょうがっこう そつぎょう
中学校への入学は、小学校を卒業
み こ かた
見込みの方です。

しりつ しょう ちゅうがっこう じゆぎょうりょう
市立の小・中学校では、授業料や
きようかしよ むりょう きゅうしよく
教科書などは無料ですが、給食、
えんそく がくようひん ひょう
遠足、学用品などの費用がかかります。

けいざいてき こま かた
なお、経済的に困りの方のために、
しゅうがくえんじよ せいど
「就学援助」という制度があります。

しりつ がっこう へんにゅう にゅうがく ばあい
私立学校へ編入・入学したい場合
かくしりつがっこう ちよくせつもう こ
は、各私立学校に直接申し込んでくだ
さい。

くわ きょういくいんかい がくじか
詳しくは教育委員会学事課(Tel 043
-245-5927)へ。

こうとうがっこう 高等学校

にほん こうとうがっこう にゅうがく
日本の高等学校に入学するために
にゅうがくしけん う
は、入学試験を受けなければなりません。また、年齢がその年の4月1日まで
まん さい たつ がいこく
に満15歳に達していること、外国で9
ねんかん がっこう きょういく しゅうりょう
年間の学校教育を終了しているか、
にほん ちゅうがっこう そつぎょう そつぎょう み こ
日本の中学校を卒業または卒業見込
ひつよう
みであることが必要です。

せたい ねんかんしゅうにゅう まんえん みまん
世帯の年間収入が910万円未満
ていど かてい せいと じゆぎょうりょう しきゅう
程度の家計の生徒には授業料が支給
けいざいてき しゅうがく こんなん
されるほか、経済的に修学が困難な
せいと たい きょうかしよ きょうざい
生徒に対しては、教科書や教材などに
しょうがく きゅうふきん ちば
あてる「奨学のための給付金」や「千葉
しいくいしきん
市育英資金」があります。

就对有办理居民登记，年龄到了要上小学1
年級的外国籍儿童的家庭，市役所会在入学前
的9月上旬邮寄出《就学调查票（兼入学申请
书）》。请在9月20日前填写并寄回申请书。

初中入学的对象为经过义务教育小学学
习，毕业有望者。

市立的中小学的学费与教科书等为免费，
但午餐、郊游、学习用品等费用要自己负担。

如果经济上有困难，可以利用“就学援
助”制度。

希望进入、编入私立学校时，请直接向各
私立学校报名。

详细情况，请向教育委员会学事课（电话
043-245-5927）询问。

高中

进入日本的高中，必须接受入学考试。并
要求在该年4月1日前年满15岁；或者在外国已
接受了9年学校教育；或者毕业于日本的初中或
即将从日本的初中毕业。

年收入为910万日元以下家庭的学生可以
领取学费，而就学上有经济方面困难的学生还
可以领取可充当教科书费和教材费等的“为了
奖学的补助金”和“千叶市育英资金”。

